

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第6号：令和8年9月1日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

● 内 容

- ・ 水稻における害虫防除について
- ・ 農林業物価高騰等緊急対策事業補助金について
- ・ 農林業燃油等高騰対策事業補助金について
- ・ 集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策について
- ・ 農林課職員による現地確認について
- ・ 届出・補助金等のオンライン申請システムが「eMAFF申請2.0」へリニューアルします
- ・ 令和9年度 かごしま林業大学校 研修生募集
- ・ 鳥獣侵入防止柵の管理をしっかりとしましょう！
- ・ 令和8年 「秋の農作業事故ゼロ運動」について
- ・ ムツスジアシナガゾウムシに注意！
- ・ 農地の畦畔等の管理について

【垂水市農林技術協会だより】



【垂水市公式LINEアカウント】



水稻における害虫防除について

鹿児島県病害虫防除所の報告によると、今年はトビイロウンカ及びコブノメイガの発生が、例年より多くなる可能性があります。また、イネカメムシの発生は平年並みとされていますが、山間部については多くなる傾向があります。下記の防除対策を実施しましょう！

【防除対策】

- トビイロウンカ：稲の株元に生息するので、粉剤や液剤で防除する場合は、農薬が株元に十分届くように防除を実施してください。
- コブノメイガ：粒剤による防除は発蛾最盛日（9月23日頃の予想）に、粉剤または液剤による防除は発蛾最盛日の7～10日後に実施してください。
- イネカメムシ：穂揃い期以降ではなく、出穂期に防除を行うことが重要です。被害が生じた地域や被害が懸念される地域では、適期防除を実施してください。

詳細は鹿児島県病害虫防除所ホームページ等でご確認ください。



「農林業物価高騰等緊急対策事業補助金」を実施。 申請受付を開始します！

市独自事業

中東情勢の不安定化、急激な円安の進行等に伴う原油価格等の高騰により、農林業が事業を行うための資材等が高騰し、経営が圧迫されています。このような状況乗り越え、持続可能な生産体制を維持するため、事業継続に必要な資材等の購入費用を支援します。

補助対象者

販売を目的に経営を行っている農業・畜産・林業者で、
令和7年分の販売金額（売上額）が50万円以上あり、
別記の交付要件を満たす者。

※法人の場合は、最新事業年度の販売金額が50万円以上

申請は
お早めに！



補助対象経費

令和8年の事業継続に必要な資材等の購入費用で、
令和8年4月～令和8年9月の間に購入したもの。

(例)種苗費、農薬費、肥料費、堆肥代、マルチ代、ハウス用ビニール代、
飼料費、その他の資材 ※修繕費、機材購入費は対象外

補助金額

◆ 定額（補助対象経費の合計）

◆ 補助上限額は販売金額に応じて変動

前年の販売金額		補助上限額
2,000万円以上		500,000円
1,800万円以上	2,000万円未満	450,000円
1,600万円以上	1,800万円未満	400,000円
1,400万円以上	1,600万円未満	350,000円
1,200万円以上	1,400万円未満	300,000円
1,000万円以上	1,200万円未満	250,000円
900万円以上	1,000万円未満	225,000円
800万円以上	900万円未満	200,000円
700万円以上	800万円未満	175,000円
600万円以上	700万円未満	150,000円
500万円以上	600万円未満	125,000円
400万円以上	500万円未満	100,000円
300万円以上	400万円未満	75,000円
200万円以上	300万円未満	50,000円
100万円以上	200万円未満	25,000円
50万円以上	100万円未満	15,000円

次ページへ続く

交付要件

- ◆ 垂水市に住所を有していること ◆ 市税の滞納がないこと
- ◆ 事業継続する意思があること

必要書類

- ☐ 青色申告の場合：
「令和7年分の確定申告書」と「所得税青色申告決算書」
 - ☐ 白色申告または住民税申告の場合：
「令和7年分の確定申告書または住民税申告書」と「収支内訳書」
 - ☐ 法人の場合：「最新事業年度の決算書等」
 - ☐ 補助対象経費の領収書
(資材等の内訳が分からない場合は、納品書や請求書も用意)
 - ☐ 滞納なし証明書（市民課発行：手数料300円）
 - ☐ 通帳または通帳の振り込み先が分かるページの写し
- ※ 申請書類は、農林課に用意してあります。

申請手順

STEP1 上記必要書類を用意（滞納なし証明書以外）

STEP2 市民課窓口で「滞納なし証明書」を取得

STEP3 市役所2階 農林課で補助金申請

＜参考例＞ 令和7年分の販売金額が200万円の方の場合

補助金の上限額は、5万円なので・・・

→資材購入経費が、3万5千円の場合→補助金額は、3万5千円

→資材購入経費が、15万円の場合 →補助金額は、5万円（上限額）

申請期限・場所

- ◆ 申請期限 令和8年10月30日（金）※随時受け付けます
 - ◆ 申請場所 垂水市役所2階 農林課（直通電話 32-1224）
- ※2階へ来られることが困難な場合は、1階フロアにてご対応させていただきます。

※次に紹介する「農林業燃油等高騰対策事業補助金」と同時での申請をお勧めします。

「農林業燃油等高騰対策事業補助金」を実施。 申請受付を開始します！

市独自事業

中東情勢の不安定化、急激な円安の進行等に伴う原油価格等の高騰により、農林業が事業を行うための燃料代が高騰し、経営が圧迫されています。このような状況乗り越え、持続可能な生産体制を維持するため、事業継続に使用した燃油代の購入費用を支援します。

補助対象者

販売を目的に経営を行っている農業・畜産・林業者で、
令和7年分の販売金額（売上額）が50万円以上あり、
別記の交付要件を満たす者。

※法人の場合は、最新事業年度の販売金額が50万円以上

資材購入補助と
一緒での申請を
お勧めします！

補助対象燃油

令和8年の事業継続に使用した燃油の購入費用で、
令和8年4月～令和8年6月の間に購入したもの。

対象燃油：重油・軽油のみ ※ガソリン等は対象外



補助金額

- ◆ 重油：（対象月購入単価－前年度同月平均単価）×使用量×1/2補助
- ◆ 軽油：（対象月購入単価－前年度同月平均単価）×使用量×1/2補助
（軽油引取税を除く単価）

※ 上限額5万円/月（重油補助額+軽油補助額の合計）

※ 前年同月の購入実績が無い場合でも申請は可能です。

<参考例> 4月に軽油を1000ℓ購入している場合

○ 前年同月の購入実績がある場合

（対象月購入単価－前年度同月平均単価）×使用量×1/2補助

（155.5円－144.4円）×1,000ℓ×1/2補助＝補助金額 5,550円

○ 前年同月の購入実績がない場合

（対象月購入単価－前年度同月平均単価）×使用量×1/2補助

（155.5円－145.7円）×1,000ℓ×1/2補助＝補助金額 4,900円

※前年の同月単価は、資源エネルギー庁「石油製品価格調査」の月平均。

次ページへ続く

交付要件

- ◆ 垂水市に住所を有していること ◆ 市税の滞納がないこと
- ◆ 事業継続する意思があること

必要書類

- 青色申告の場合：
「令和7年分の確定申告書」と「所得税青色申告決算書」
 - 白色申告または住民税申告の場合：
「令和7年分の確定申告書または住民税申告書」と「収支内訳書」
 - 法人の場合：「最新事業年度の決算書等」
 - 補助対象経費：4月から6月分までの重油・軽油の領収書
 - 前年同月分の重油・軽油の領収書
(単価が分からない場合は、納品書や請求書、証明書等を用意)
 - 滞納なし証明書（市民課発行：手数料300円）
 - 通帳または通帳の振り込み先が分かるページの写し
- ※ 申請書類は、農林課に用意してあります。

申請手順

STEP1 上記必要書類を用意（滞納なし証明書以外）

STEP2 市民課窓口で「滞納なし証明書」を取得

STEP3 市役所2階 農林課で補助金申請

申請期限・場所

- ◆ 申請期限 令和8年10月30日（金）※随時受け付けます
- ◆ 申請場所 垂水市役所2階 農林課（直通電話 32-1224）
※2階へ来られることが困難な場合は、1階フロアにてご対応させていただきます。
お気軽に市民課や税務課窓口にてご相談ください。

※「農林業物価高騰等緊急対策事業補助金」と同時での申請をお勧めします。

集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策について

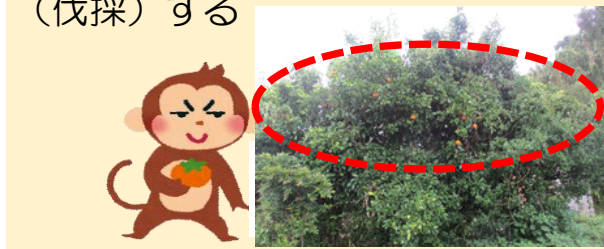
水稻やさつまいもの収穫期を迎えますが、被害防止には、**秋から冬にかけて「えさ場」をなくし、鳥獣を「寄せつけない」**取組がポイントとなります。

知らず知らずのうちに鳥獣の餌付けをしていませんか？

まずは、下記のことについて、集落ぐるみで取組みを実践しましょう！

1 農地や集落内の「イノシシ・サルの**えさ場**」をなくしましょう！

- ・放任果樹は剪定するか撤去（伐採）する



- ・畦畔や法面の雑草を除草する



- ・収穫残さを放置しない
- ・水田では、稲刈り後の株から伸びる稲穂（ひこばえ）などを除去する
- ・稲刈り後も電気柵は撤去せず、電気を流し農地への侵入を防止する

鳥獣が、えさ場として認識すると、翌春の植付後から被害が拡大します

2 農地周辺や集落内の「イノシシ・サルの**隠れ場所**」をなくしましょう！

- ・地域内の住处や隠れ場所をなくす（荒廃農地、茂み、ヤブ等の解消）
- ・地域内の見通しをよくする（緩衝帯の設置、枝打ち等）

農林課職員による現地確認について

次の現地確認等を8月から9月にかけて実施中です。

職員が、ほ場へ立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

○経営所得安定対策等交付金

水田において、主食用米以外の転作作物（WCS用稲、飼料作物、野菜等）を作付け・販売する農業者を支援するため、経営所得安定対策等交付金が支払われており、この申請農地の作付け状況や水田の利用状況を調査します。

○中山間地域等直接支払制度

中山間地域において、農業を継続するために集落などが協定を結び、農用地を維持・管理するために、面積に応じて交付金が支払われており、この対象農地の管理状況等について確認を行います。



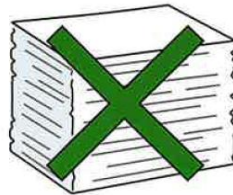
届出・補助金等のオンライン申請システムが「eMAFF申請2.0」へリニューアルします

eMAFF申請2.0の3つのメリット



いつでもどこでも申請できる！

パソコンやスマートフォン、タブレットから24時間365日申請可能。役所の開庁時間に縛られることも、待ち時間もなくなります。



書類の管理が不要！

eMAFF申請2.0上で申請状況を一元管理。膨大な申請情報を紙で管理する手間が省けます。



履歴による自動入力も！

「GピズID」※にひも付けられた申請者情報の自動入力や過去申請内容が自動転記されるので手間やミスを減らせます。

※デジタル庁が運用する共通認証ID。さまざまな行政サービスを同じID・パスワードでご利用いただけます。

eMAFF申請2.0で申請できる手続

約400件の農林水産業・食品産業に関する手続がオンラインで完結します。
eMAFF申請2.0のご利用開始時期は、制度によって異なります。

制度一覧は
こちら



主な手続	
 農地	農地の売買や貸借、転用(届出)に関する申請手続など
 農業	農業経営基盤強化準備金制度、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)、認定農業者制度など
 事業	中山間地域等直接支払、多面的機能支払、鶏卵生産者経営安定対策事業など
 食品・流通	食品リサイクル法の定期報告、米穀等取扱事業者届出・報告、植物検疫など
 林業	「緑の雇用」事業研修修了者名簿大臣登録など
 水産業	まぐろ類の輸入にかかる報告徴収、水産流通適正化法関係業務など

切り替え時期について

2026年10月以降、制度ごとに段階的にeMAFF申請2.0に切り替わります。各制度の切り替えスケジュールに関しては、農林水産省eMAFF申請ページをご確認ください。

農林水産省
eMAFF申請ページ



2026年度				2027年度
4月～9月	10月 eMAFF申請2.0 稼働開始	11月～2月	3月 従来のeMAFF申請 稼働終了	4月～
従来のeMAFF申請での申請・承認(10月以降、制度ごとに段階的に終了)				
eMAFF申請2.0での申請・承認(10月以降、制度ごとに段階的に開始)				

eMAFF申請2.0に移行した制度は、原則として従来のeMAFF申請で申請・審査を行えません。

ご利用の流れについては次ページをご覧ください。

届出・補助金等のオンライン申請システムが「eMAFF申請2.0」へリニューアルします（続き）

eMAFF申請2.0ご利用の流れ

STEP1 eMAFF申請2.0トップページにアクセス

「eMAFF申請2.0」とweb検索、または下記二次元コードからアクセスしていただけます。

eMAFF申請2.0
トップページ
(2026年10月より有効)



STEP2 G.bizIDを取得

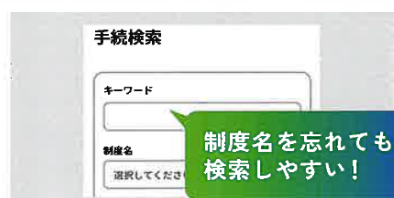
ログインに必要なG.bizIDを取得※します。

※G.bizIDを既にお持ちの方は、ログインへお進みください。

詳しい取得方法は、eMAFF申請2.0トップページをご覧ください。

STEP3 手続を検索

約400件の農林水産業・食品産業に関する手続がオンラインで完結します。手続検索画面から、キーワードや制度名による検索ができます。



STEP4 申請内容を入力

利用したい手続の申請内容を入力します。過去の申請データや、G.bizIDにひも付けられた個人情報を自動転記することができ、入力時間を大幅に削減できるほか、入力ミスによる差戻しのリスクも減らせます。



STEP5 申請内容を確認

申請した手続については、申請履歴・一時保存欄から申請状況を確認いただけます。不明点がある場合は、お問合せ入力ページよりご連絡ください。



手続のお困りごと

スムーズにお手続きいただくために、制度ごとの手続マニュアルや、システムの使い方に関するマニュアル、操作説明動画をご用意します。eMAFF申請2.0トップページからご確認ください。



マニュアル
検索ページ



(2026年10月より有効)

eMAFF申請お問合せ窓口

- TEL 0570-550-410(ナビダイヤル)
- 受付時間 平日 9時30分～12時00分、13時00分～16時30分(土日祝日・年末年始を除く)
- メール system-helpdesk@emmaff-ks.jp

※お問合せの際は、「新しいeMAFF申請について」または「eMAFF申請2.0について」とお伝えいただけますとスムーズです。

令和9年度 かごしま林業大学校 研修生募集



令和9年度 研修生募集



かごしま林業大学校

— KAGOSHIMA RINDAI —

1. 概要

鹿児島県では、県内の林業事業体等への就業希望者を対象として、かごしま林業大学校の研修生を募集します。

2. 募集人員

推薦選考：10人程度 一般選考：5人程度

3. 選考区分及び日程

- (1) 推薦選考出願期間：令和8年8月17日～9月11日
- (2) 一般選考出願期間（前期）：令和8年10月5日～10月30日
（後期）：令和8年12月15日～1月5日

4. 費用

選考検定料：無料

研修受講料：年額118,800円

5. その他

その他詳細については、県ホームページをご覧ください。

県HP：<https://www.pref.kagoshima.jp/ad12/rindai.html#bosyuu>

（ホーム＞産業・労働＞林業・水産業＞林業＞担い手育成＞かごしま林業大学校）

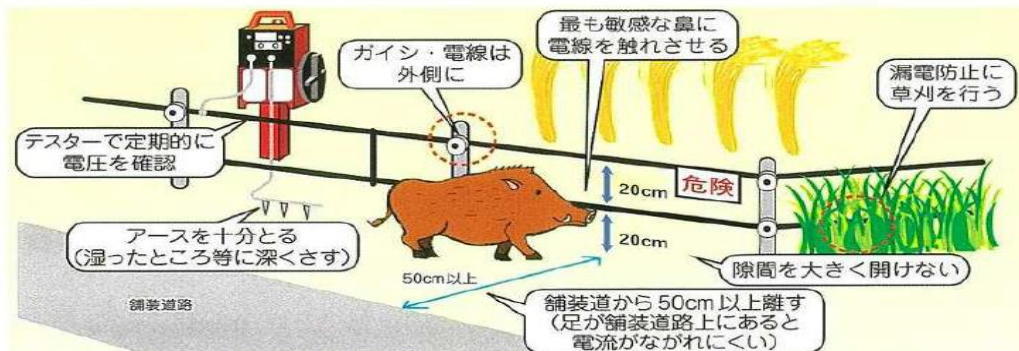
鳥獣侵入防止柵の管理をしっかりとしましょう！

鳥獣被害防止対策として設置する電気柵、メッシュ柵、防鳥網等は正しく管理されていますか？設置方法や設置後（収穫後）の管理をあやまると十分な効果が発揮されないことからしっかりと管理しましょう！

◆設置・管理のポイント

電気柵

- ・動物は電線の下をくぐろうとするので、1段目の高さは20cmとする
- ・アースは十分にとる（アース棒を地中に深くさす）
- ・アスファルト道やコンクリート道から30～50cm以上離して張る
- ・支柱の押し倒しを防ぐため、ガイシは外側に向ける
- ・安全には気をつける（「危険」の表示）
- ・支柱間隔は4m以下とする
- ・定期的な管理を行う（漏電させないための草刈や電圧確認）



ワイヤーメッシュ柵

- ・設置前になるべく整地してワイヤーメッシュと地面との隙間をなくす
- ・支柱は30～50cm程打ち込む
- ・（イノシシの）幼獣の侵入を防ぐには、下部の網目は10cm以下がよい
- ・傾斜が変わる所では、メッシュ同士を重ね隙間をなくす
- ・側溝など凹部をまたぐ場合は、カットしたワイヤーメッシュを設置
- ・金網の径は5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする
- ・侵入防止柵周辺の草木が繁茂しないよう、定期的な柵周辺の草刈を行う



収穫後

- ・**畑に収穫残さを放置しない**
収穫残さは適切な処分、あるいは土にしっかりすき込むなど対策をしましょう！
- ・**雑草を管理する**
柵の修繕をしっかりと行い、柵や柵周辺が繁茂しないよう草刈りを定期的に行う！
- ・**収穫後も電気柵は撤去せず、電気を流し農地への侵入を防止する**
一旦、えさ場と認識すると柵の電流を察知しても臆することなく侵入してきます！

忘れていませんか？ 安全対策



機械の転落・転倒防止
シートベルトの着用
ヘルメットの着用



令和8年 秋の農作業安全啓発活動推進中！

運動期間 令和8年9月1日～10月31日

鹿児島県・鹿児島県農業機械連絡協議会
鹿児島県農業機械士連絡協議会
鹿児島県農業環境協会航空事業部会

デザイン：令和7年度農作業安全ポスターデザインコンテスト 日本農業新聞賞 鹿児島県庁
企画・編集・制作：（一社）鹿児島県環境協会 総務・経理・印刷を管す。



ムツスジアシナガゾウムシに注意！

さつまいも生産者の皆様へ

- 鹿児島県内では、令和5年に大隅半島において初めて確認
- 令和7年産では、鹿屋市、曽於市、志布志市、大崎町において被害確認



成虫(体長:約9mm)

- 成虫の背面は灰色地に黄色い縦筋があります。畑の周りの雑草等で越冬します。
- 成虫は、つるや葉柄を摂食し、食害を受けた葉は折れて、垂れ下がります。
- 幼虫は、つるの中で発育し、さなぎを経て羽化し、脱出孔からつるの外へ出ます。

**畑をよく見回り、早期発見・
早期防除に努めましょう！**



発見した場合は垂水市農林課までご連絡ください。
垂水市農林課振興係 (TEL:0994-32-1224)

農地の畦畔等の管理について ～畦畔も農地の一部です。適切に管理しましょう。～

畑や水田等の農地の畦畔等の管理不足により、雑草の繁茂、資材の放置等、近隣農地や歩道等へ迷惑となっていると相談が寄せられています。

畦畔に雑草が繁茂

刈り取った雑草を道端や水路に放置

使用済み資材の放置等



【問題点】

以下の可能性があります。

- 病害虫の発生
- ゴミの不法投棄
- 事故・災害のリスクが高まる

みなさんが気持ちよく耕作
できるよう草払い等を行い、
大切な農地を守っていきま
しょう！！



耕作者や所有者の方々は、適切な畦畔等の管理をお願いします。
除草剤については、場所等の確認を行い、適切な使用をお願いします。